

第1回兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会議事録

1 日 時 : 令和元年7月1日(月) 15:30~16:30

2 場 所 : 西宮市立中央病院

3 出席者 :

(1) 委員

(医療関係者)

守殿兵庫県病院協会長、大村兵庫県民間病院協会副会長、大江阪神南圏域地域医療構想調整会議議長、常岡阪神北圏域地域医療構想調整会議議長

(大 学)

澤大阪大学大学院医学系研究科教授、阪上兵庫医科大学病院長

(住民代表)

白川西宮コミュニティ協会会計理事

(行 政)

藪本兵庫県健康福祉部長、山本西宮市健康福祉局長

(2) 事務局

(兵 庫 県)

長嶋兵庫県病院事業管理者、八木兵庫県病院事業副管理者、今後兵庫県病院局長、野口兵庫県立西宮病院長、橋本兵庫県立西宮病院管理局長、小泉兵庫県病院局企画課長、新井兵庫県病院局企画課副課長、石田兵庫県病院局企画課病院整備班長

(西 宮 市)

南都西宮市病院事業管理者、根津西宮市立中央病院院長、宮島西宮市立中央病院事務局長、大西西宮市立中央病院管理部長、橋本西宮市立中央病院病院改革担当部長、笹倉西宮市立中央病院病院改革担当部病院統合等担当課長、田代西宮市立中央病院病院改革担当部病院統合等担当課係長

4 次第 :

(1) 開会

(2) あいさつ

(長嶋 兵庫県病院事業管理者)

兵庫県病院事業管理者の長嶋でございます。事務局であります兵庫県と西宮市を代表して、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、会議にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編につきましては、平成 29 年 3 月に両病院のあり方検討委員会から「両病院を統合し、新用地に新病院を整備することが望ましい」という報告を受けました。その後、新病院の経営主体・形態、整備や運営にかかる費用の負担の分担方法など、統合再編に向けた課題について、県市で慎重に議論を重ねて参りました。

その結果、新病院は県立県営病院とすること、ただし市が運営に関与できるよう県市で運営協議会を設置すること、アサヒビール西宮工場跡地に整備することのほか、県市の費用負担割合などにつきましても決めました基本協定を本年 1 月に締結し、正式に両病院を統合再編することとしたところです。

今年度は、統合新病院の具体的な診療機能や施設整備内容等を定める統合再編基本計画を策定することといたしております。あり方検討委員会からも報告を受けております、①不足する診療科の充実による救急医療体制の強化、②産科・小児科の診療機能の充実、③ヘリポートや免震構造等の災害に強い施設整備などの課題も踏まえながら検討を進めて参りたいと考えます。

委員の皆様方におかれましては、多様な観点から、新病院の基本的方針、病院の規模、診療機能や診療体制につきましてご意見を賜ることができましたら幸いです。

初回となる本日の会議では、懇話会での意見聴取項目や今後のスケジュール等についてご説明させていただくこととしております。実質的な議論は第 2 回目からになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今、兵庫県の病院事業では、本日開院となる丹波医療センターの整備、9 月には姫路の統合新病院であるはりま姫路総合医療センターの起工式、さらに西宮病院の統合再編整備と並行してがんセンターの建替整備も進めています。並行して 4 つの病院の整備を進めておりますが、西宮の新病院の統合再編に関しては皆様方のお知恵を拝借して良い病院にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3) 配付資料の確認

(報道関係者退席)

(4) 委員紹介

(5) 「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会開催要綱」

の説明

(事務局)

資料1をお願いします。開催要綱第1条に目的を定め、統合再編基本計画を策定するにあたり、有識者、医療関係者、地域の関係者等から幅広い観点から意見を求めると規定しています。第2条には意見聴取事項を定め、「新病院の基本的方針について」「新病院の診療機能及び診療体制について」、さらに「統合再編基本計画の策定にあたり留意すべき事項」としております。第3条は運営に係る事項として、第1項に委員の構成、第2項に県病院局企画課で庶務を行うこと、第3項に代理人を出席させることが出来ること、第4項に委員の互選により座長を選任すること、座長が座長代理を指名することができること、さらに第6項には必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができるとしました。

第4条が懇話会の公開についてです。懇話会は公開とします。ただし、兵庫県条例に準じてその規定に該当すると認められる情報について審議等を行う場合、また公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開と出来る旨規定しています。

また、第2項にございますように、傍聴に係る必要な事項は別に定めるとともに、第3項にございますとおり、議事録、議事要旨及び会議資料は、原則として公開します。

第5条は謝金・旅費についての規定です。

第6条については、懇話会の開催に関して必要な事項は別に定めるとしました。

附則の2のとおり、令和2年3月31日限りの要綱とさせていただきます。

(6) 座長選出

(事務局)

開催要綱第3条第4項において、当懇話会の座長を委員の互選で選出することとなっていますので、適任者のご推薦があればよろしくをお願いします。

(委員)

あり方検討委員会でも座長をされ、両病院の実情もよく把握しておられます大阪大学大学院の澤先生にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、澤委員を座長にという発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(一同賛成)

それでは、澤委員に座長をお願いしたいと存じます。

引き続きまして、開催要綱第3条第5項に規定されております座長代理の指名を澤座長にお願いします。

(座長)

大変僭越ではございますが、ご指名いただきましたので、可能な限り全力を尽くして座長を務めたいと存じます。要綱により座長が座長代理を指名することになっておりますので、守殿委員を座長代理として指名させていただきます。

(事務局)

どうもありがとうございました。

以降の議事進行につきまして、澤座長よろしくをお願いします。

(7) 議題

① 会議の公開・非公開の取扱いについて

(座長)

早速、検討懇話会の議事に入りたいと思います。議題1「会議の公開・非公開の取り扱いについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。懇話会開催要綱は、資料1でご説明したとおりです。委員の氏名、役職、所属団体これらについては公開とします。

開催要綱第4条第3項のとおり会議資料、議事録についても個人情報等を除いて公開とします。

本懇話会では、懇話会の会議本体についてどう取り扱うか、具体には、全て公開とするのか、部分的な公開に留めるのか、全て非公開で行うのか、方針についてご審議いただければと存じます。

破線部分に参考に開催要綱の規定によります非公開の要件を記載しています。①情報公開条例第6条各号に該当する情報について。一つ目が個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがある場合、二つ目が事業に関する情報であって、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合、三つ目が、公にすることにより、素直な意見の交換等が損なわれるおそれがある場合、これらは条例の規定に該当するという事で非公開になります。

②公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合についても非公開とすることができると規定しております。なお、括弧書き参考にありますように、あり方検討委員会におきましては、事務局の説明は公開、意見交換は非公開という取り扱いで議事を進めました。

(座長)

この会議の公開・非公開について、何かご意見等ございますでしょうか。

(委員)

いろんな立場から広くご意見をいただくという会議でありますし、公開することにより率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われまますので、意見交換は非公開にさせていただければと思います。

(座長)

委員からご意見がありましたがいかがでしょうか。

あり方検討委員会と同様に事務局の説明は公開し、その後の意見交換は非公開にするということで、皆様いかがでしょうか。

(一同賛成)

賛成が多数でございますので、本懇話会については、議題についての事務局説明までは公開とし、その後の意見交換については非公開とすることとさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思いますが、事務局もそれによろしいでしょうか。

(事務局)

そのようにさせていただきます。

それでは、ただいま、会議を一部公開することとなりましたので、資料 3 としてお配りしている懇話会の傍聴要領(案)について説明をします。

事務局で案を作成しました。第 1 条は趣旨を書いております、統合再編検討懇話会の傍聴に関して必要な事項を定めるものとします。

第 2 条は傍聴人の規定です。懇話会の許可を得て、懇話会を傍聴する者を傍聴人とします。第 3 条は懇話会の開催を事前に公表することと公表する内容について規定をしています。第 4 条では懇話会の非公開については、懇話会において決するものとしています。第 5 条で傍聴人の定員を座長が定めるということと、傍聴席を設けるという規定としました。第 6 条については、傍聴者に関する規定で定員を超える場合には抽選により決定すること等を定めています。第 7 条で傍聴証の携帯、第 8 条は傍聴証の通用期限について定めています。第 9 条で傍聴人が守るべき事項として、(1)～(7)の項目、概要を説明しますと、公然と可否を表明しないこと、示威的行為をしないこと、飲食、喫煙をしないこと、写真撮影、録画、録音をしないこと、携帯電話、無線機等を使用しないこと等を定めています。第 10 条では、傍聴人がこの規定に違反した場合には座長が退出を命じることができるとしています。第 11 条は傍聴人の退出について、第 12 条は報道関係者の取り扱いについて規定しております。第 12 条第 3 項に、その許可を得た場合には、報道機関に関しては写真撮影、録画、録音等を行うことが出来ると規定したいと思っております。3 ページから 4 ページ、5 ページに関しては関係する様式を添付しております。

(座長)

事務局から傍聴要領について説明がありましたが、この考え方に対して各委員からご意見等はございませんでしょうか。修正などございましたらお願いします。

1 点だけ。録音を隠し持っている人がいた時の扱いはどうなるのでしょうか。

(事務局)

罰則規定は想定しておりません。もともと禁止するということを条件に入っているため、その事実が判明した場合、直ちに座長から退出を命じただけだと思います。

(座長)

少なくとも傍聴申出の際に禁止事項を守っていただくようにしっかりと説明していただくということですね。

(委員)

携帯を提出させることはしないのですか。

(事務局)

そこまでの予定はしておりません。無断録音が判明した場合、次回同じ方の申し込みがあれば、そこは制限させていただく等の対応は可能だと考えます。

(座長)

では、傍聴要領案に対して修正が無いようでしたら、事務局の案のとおり傍聴要領を定めさせていただきたく存じます。

なお、傍聴要領第5条の規定に基づき、傍聴人の定員は5名とします。この後の進め方について、事務局から説明はありますか。

(事務局)

本日、会議傍聴のために、報道関係者2名、傍聴希望者につきましてはゼロとなっています。傍聴要領を定めていただきましたので、議題2「基本計画で定める項目及び今後のスケジュール」の事務局説明につきましては、入室のうえ傍聴していただきます。

また、先程、意見交換は非公開にすると決定されましたので、事務局説明の後、報道関係者の皆様には退出していただくこととします。それでは、入室していただきます。

(報道関係者入室)

② 基本計画で定める項目及び今後のスケジュールについて

(座長)

それでは会議に戻りたいと思います。

本日の一番の中心の議題である「基本計画で定める項目及び今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料4をご覧ください。基本計画で定める項目の案です。表にありますとおり、「1_両病院を取り巻く現状と課題」ここでは、「医療を取り巻く環境」「国の医療制度の方向」「阪神医療圏域の現状と課題」「両病院の現状と課題」を定めたいと考えております。次に「2_統合再編方針」についてです。こ

ここでは「基本的な考え方」と「新病院の基本的方針」について定めます。「3_診療機能等」としまして「5 疾病への対応」「5 事業への対応」「教育・研修、研究への対応」等を定めます。「4_診療規模・体制」としまして、「病床規模」「診療科目」「診療体制」「運営形態」「再編までの病院間連携」について定めます。「5_部門別計画」としまして、(1)外来部門から(20)管理部門まで 20 項目に亘りまして各部門の計画を定めます。「6_診療体制等」としまして「情報システム整備の基本方針」「医療機器整備の基本方針」を定めます。「7_建築整備計画」としまして、「建物概要」「事業費」「整備手法」について定めます。8 で整備スケジュール、9 は現病院の資産活用としまして、概要、資産活用の方針を定め、基本計画としたいと考えております。

次に資料 5 をご覧ください。統合再編検討懇話会意見聴取項目とスケジュール案です。表にございますとおり、本日、令和元年 7 月 1 日に第 1 回懇話会を開催させていただきご意見をいただきます。次に 9 月 20 日に第 2 回の懇話会を開催させていただき、基本計画素案として、先ほどの資料 4 の 1~4 の項目に係る骨子を素案として説明し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。また、第 3 回懇話会は基本計画パブリックコメント案を議題としまして、第 2 回の素案をさらに肉付けしたものとあわせ、資料 4 の 5 から 9 の内容を加えたものをご説明させていただき、ご意見いただきたいと思いますと考えております。なお、開催時期については 11 月を目処に後日日程調整をさせていただきます。また欄外に記載のとおり、12 月から 1 月頃に実施できればと考えておりますパブリックコメントの結果等によっては、第 4 回の懇話会を開催する予定があることを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。

(座 長)

それでは、ここから意見交換会に移りたいと思いますので、報道関係者の皆様はご退室願いますでしょうか。

(報道関係者退室)

(座 長)

さきほど事務局から説明がございました資料 4 と資料 5 ですが、実質的な議論は、次回の 9 月開催予定の第 2 回目に資料 4 の 1 から 4 の案を提出いただき、その次の 11 月には資料 4 の 5 から 9 までを加えて全体の基本計画案を提出いただく。この 2 回で議論していただくということで、かなり時間的にはタイトですが、ここが長引いてしまうと病院の建設も遅れると聞いています。基本計画で定める項目や全体スケジュールについて何かご意見、事務局へのご質問があればよろしくお願ひします。

(委 員)

基本計画は事務局でたたき台を作成いただいて、それについて協議するというところで良いでしょうか。

(事務局)

2 回目の懇話会において素案という形で、たたき台をお示しさせていただく

予定です。

(委員)

前回の「あり方検討委員会」の時から1年ごとに医療制度は変わっています。今、地域医療調整会議という制度が出来ており、この地域の医療についての最終決定は地域医療調整会議で調整を行う旨が、国・県の通達でなされています。どこで、どのような議論をするのか分かりませんが、調整会議は必ず通さないといけないので、きっちりした議論のなかで最終的に通していきたいと考えます。

また、新病院は県立県営で運営するということですが、経営形態は地方公営企業法の全部適用と一部適用のどちらになりますか。

この夏には、もっとシビアな新公立病院改革ガイドラインが出ると予測されています。社会保障費の財源が無くなってきているので、この地域で合理的に病床を決めていかないといけません。状況はだいぶ変わってきているので、そういう点を踏まえて、事務局も対応をお願いしたいところです。

(事務局)

前回の「あり方検討委員会」から、状況が変わってきていることは、事務局としても認識しています。特に地域医療構想のなかで、地域医療調整会議が各圏域で行われていますし、阪神圏域でも行われていますので、そこで十分な説明をしてご理解いただくのは必要なことと考えております。

新病院の運営が地方公営企業法の全部適用か一部適用については、現在、直営の県立10病院は全部適用で運用しているので、それと同じ運営方法で進めたいと考えています。

新公立病院改革ガイドラインについても、国からこの夏に一定何らかのものが示されると聞いています。今までと違って少し踏み込んだ内容になるかもしれませんが、十分に情報をキャッチしながら、基本計画案に反映すべきものは反映していきたいと考えています。

(委員)

阪神圏域は、昨年、阪神北と阪神南をひとつにして阪神圏域にすると決まりましたが、現在、未だに阪神北、阪神南それぞれの圏域で調整会議を行っていて、統一的な会議はしばらく先になると思います。

「あり方検討委員会」報告書で「3次救急は南北を一体とした圏域が設定されている」とあり、「両圏域全体をカバーできる医療体制とあり方を考える必要がある」と記載されていますが、これについては今後、阪神北圏域の調整会議において話をする予定があるのか、それとも統一した阪神圏域会議を開催して話を進めるのか、どちらでしょうか。

(事務局)

播磨姫路圏域も、以前は中播磨と西播磨という圏域だったのが一つになりました。向こうでも統合病院を進めておりますが、それぞれの調整会議のなかでご説明をし、ご理解をいただくよう進めているところです。それを踏襲するのがいいのか、あるいは行政側で統一的な調整会議の場が開かれるのであれば、

その場を説明の場とさせていただくこともあるのではと思います。

(委員)

阪神北圏域では、高度急性期を担う病床が不足しているということが圏域内の共通認識です。阪神北では、圏域内の公的病院とそれに準ずる病院が統合して、急性期の病床を確保していくという話になっています。阪神南北で議論をしていく際には、阪神南の急性期と、阪神北で検討している急性期病床の統一的な議論をしていかないとはいけませんので、その点についてもご考慮いただき、出来るだけ早く議論に載せていただきたいと思います。

(座長)

大変重要なお話で、これから5年、10年、15年、20年と阪神圏域のビジョンをどのような構想にするのか、3次・2次・1次救急をどう運営していくかという連携の話は今からぜひ進めていくべきという委員のご意見だと思います。地域性と連携とバランスを取って進めていく必要があると思います。

(委員)

日程の件について確認です。他の委員のご発言にもあったとおり、最終的には地域医療調整会議が重みを持つのだと思いますが、現時点での予定では阪神南の地域医療調整会議は8月8日に開催予定です。その時点では基本計画の素案も出ていない状況なので、調整会議をもっと頻繁に開けるのであれば、次回懇話会(9月20日)の後にでも開催したいところです。ただ、そうもいかないと思います。調整会議と当懇話会の調整の仕方を、県としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

(事務局)

我々の方でどこまで調整出来るのか難しいところです。全体のスケジュールを確認のうえ、良いタイミングで両方の検討が進めればと思います。調整会議の開催情報もいただきながら行政の方とも調整していきたいと考えます。

(委員)

懇話会で議論した内容を地域医療調整会議にかけて、その調整会議で出た意見をどのように反映するつもりかお聞かせください。

(事務局)

まず、スケジュール的にどう調整出来るのか考えさせていただきたい。そのうえで、出てきた意見をどう擦り合わせるのか、また考えさせていただきたい。

(委員)

阪神南圏域では2025年に向かって高度急性期をどうしていくのか、高度急性期を担う病院群が一同に会する場を持ち調整しようという動きがあります。現状では、阪神圏域が南北で一緒になったものの、どうやっていくのかという会議は行われていません。

神戸・阪神間の高度急性期病床は、少し多いと評価されています。その点についての調整は、阪神医療圏域では高度急性期を担う病院が集まって、病院間で議論し調整していくことになるかと思っています。統合新病院が、高度急性期病

床を含めてどれくらいの病床数を持つべきかというのは、それなりの考えでまとめられたら良いとは思いますが。現状での両病院の方向性をはっきりと示し、病床数を考えることが大事だと思います。

(座長)

各委員から大変貴重な意見をいただいています。阪神南・北の調整会議との調整が大事とのことですが、病床数やイメージがある程度具体的に固まる時期となると11月以降に調整会議と調整していくという形になるでしょうか。

調整会議から先に開催するというのはなかなか難しいと思いますし、この懇話会で議論させていただいた案で、調整会議に意見をいただきながら、最終的に決めていくというイメージでしょうか。

(委員)

そのようなイメージです。懇話会委員にも調整会議のメンバーが何人かおられますが、調整会議にはもっと広く他の分野からも来られるので、そちらの意見を無視することは出来ません。

(委員)

病床数については、県立西宮病院と西宮市立中央病院の現状での高度急性期病床数を足したものについて、それよりも少なくて済むのか、より多く必要なのか議論の出発点になるかと思います。

(委員)

高度急性期・急性期については、急性期の分類が「あり方検討委員会」報告の時点と大分変わっています。大阪方式では、急性期病床を調査したら半分が回復期であったという結果も出ています。埼玉方式でも、本来の急性期病床はかなり減っています。「あり方検討委員会」報告に書かれている従来の急性期の分類では、定義が曖昧になってしまうので、ぜひご留意ください。

統合新病院ではもちろん回復期病床は担わないと思いますが、国からも都市部では公的病院は出来るだけ回復期病床を持たないよう方針が出ています。

また、阪神北そのものの状況が変わりますので、救急搬送も5年後は全く変わるものとし、10年先、もっと先を見据えての検討が必要です。

(座長)

全くその通りであり、先を見据えて検討する必要はありつつも、そこを予想しづらいのも事実です。阪神北圏域での統合再編状況、また人口動態といった観点も入れながら、事務局には検討していただきたいと思っています。

(委員)

基本計画の「現状と課題」の項目については、両病院のみならず、阪神間全体の現状について、民間病院の多い都会地であるという事情も取り込んで、新しい統合病院のあり方を作ってほしいと思います。

(委員)

基本計画のなかで、地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインへの対応をどこに書くのでしょうか。また診療機能も5疾病5事業だけが項目立てされていますが、地域における医療の役割であるとか、ガイドラインへの対応を項目

立てて書いていただければ非常に分かりやすいと思います。

(委 員)

9月20日の基本計画素案、11月にパブリックコメント案とあるが、どの程度のを想定されていますか。

(事務局)

全体的な病院運営のなかで肝となるのは、こういった機能や規模等のボリューム感を持つのかということなので、その内容を9月の第2回の会議で素案としてお示し出来るのではと思っています。パブリックコメントに出すのは基本計画の全体版となるので、病院の部門計画まで含まれます。機能や全体ボリュームが決まれば、部門計画は両病院間でも検討できる内容なので、重要なのは第2回の素案になります。過去の統合事例等も踏まえて、このような形でお示したスケジュール感で考えています。

(委 員)

議会にはどのタイミングで報告していくのですか。

(事務局)

まず、素案の段階で議会にはお示しし、パブリックコメントの段階でもお示ししたいと考えています。

(委 員)

地域では1年前から統合新病院が本当に出来るのかという話が出ていました。いろいろ調整ごとはあるかと思いますが、早く進めていただき、早く開院してほしいと言うのが市民・患者としての意見です。

懇話会開催要綱の目的で「幅広い観点から意見を求める」とありますが、懇話会の使命はどういったものでしょうか。住民の意見・要望があれば基本計画に反映してもらえるのか、それとも意見は意見として聞き置き、決めるのは別なのか、いまひとつ分かりづらいので教えてください。

(事務局)

今回、様々なお立場の方に懇話会に参加いただいているので、まずそれぞれのお立場で意見をいただき、そのなかで我々が基本計画の素案を作成するにあたり参考にすべきことは参考にしていきたいと考えています。出来た素案については、パブリックコメントという形でオープンにして、一人一人の住民の声はここでご意見をいただき、修正すべきことは修正して反映していきたいと考えています。また、委員の方で普段住民の方からお聞きしていることがあれば、この懇話会の場で代弁していただいても結構ですし、なかなかそういった声が届かないのであれば、パブリックコメントという機会を設けますので、そこで十分にご意見をいただければと思います。

(委 員)

基本計画の項目で、病診連携、病病連携部門が無いのですがどこかに連携部

門という項目を入れていただきたいです。

(事務局)

「3 診療機能等」の「その他」のところで書けるのか検討してみます。

(座長)

調整会議や議会などと前向きに調整を図り、コンセンサスを取りながら、より理想的な、住民にとって安全安心な病院を作っていくことが重要だと思えますので、時間的にはタイトではありますが、事務局にはぜひ良い案を出していただきながら、パブリックコメントまで、まとめさせていただきたいと思えます。

(座長)

すべての議題について審議が終わりましたので、ここで終わりにさせていただきたいと思えます。あとは、事務局にお返しします。

(事務局)

澤座長、進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

第2回の懇話会は、先程も説明がありましたが、9月20日(金)15時から開催する予定ですので、よろしくお願ひします。第3回の懇話会についても近日中に日程調整させていただきたいと存じますので、ご協力いただきますようお願ひします。

最後に、会議終了後に報道関係者が取材を行う可能性がありますが、県と市で対応させていただきますので、各委員は取材には直接ご対応にならないようお願ひいたします。皆様お疲れさまでございました。